

鹿角市告示第61号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

（1）契約に係る役務の名称、数量等

役務名称：鹿角市高齢者生活支援事業委託業務

業務内容：軽度生活援助サービス

委託期間：平成30年 4月 2日から

平成31年 3月31日まで

（2）契約相手方の指名又は名称

公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター

理事長 松岡 昇

（3）契約を締結した日

平成30年4月2日

（4）契約金額

項 目	利用者負担	市負担額
家周りの手入れ	1回 270円	1回 632円
家屋内の整理・整頓		
代筆・朗読		
除雪	1回 330円	1回 770円
軽微な修繕	1回 500円	1回 1,150円

（5）契約の相手とした理由

鹿角市高齢者生活支援事業実施要綱第3条別表による

平成30年4月17日

鹿角市長 児 玉 一